

大阪透析研究会利益相反に関する取り扱い細則

大阪透析研究会は、会則第 8 条に基づき、「日本透析医学会における医学研究の利益相反 (COI) に関する指針」ならびに同指針に関する取り扱い細則 (2011 年 6 月 18 日施行、以下 JSDT 細則という) を準用し以下の細則を定める。ただし、JSDT 細則各条文において、学会は研究会、理事は幹事、理事会は幹事会、理事長は会長と読み替える。

第 1 条 (利益相反情報の範囲・内容)

JSDT 細則第 1 条および第 2 条を準用する。

第 2 条 (利益相反情報の管理)

利益相反情報は本会事務局において管理する。

第 3 条 (利益相反情報の開示・公表・削除)

JSDT 細則第 4 条および第 5 条を準用する。

第 4 条 (研究発表等における届出)

学術集会および学会誌において研究発表を行う場合、発表時点から過去 3 年間に遡る利益相反に関連する事項について、別に定める様式により、論文発表時 (著者全員) 及び学術集会 (筆頭発表者のみ) の演題登録時に学会事務局ないしは大会事務局に届け出なければならない。また学術集会の筆頭発表者は該当する COI 状態について、発表スライドの最初 (または演題・発表者などを紹介するスライドの次) に様式 1-A, 1-B により、あるいはポスターの最後に所定の様式 1-C により開示するものとする。

第 5 条 (会長・副会長・委員長・研究会当番会長の届出)

JSDT 細則第 7 条、第 8 条および第 9 条を準用する。名誉会長、顧問については届出を要しない。

第 6 条 (利益相反状態に問題を生じた場合の処置)

1. 研究会および研究会誌における研究発表に生じた問題は、当番会長および当番編集委員のそれぞれ責任において判断・処理することを原則とする。ただし、必要に応じて 2 に示す方法で倫理委員会にはかることができる。
2. 研究発表に関する事項以外について利益相反状態に問題ありとの指摘があったとき、倫理委員会委員および会長の指名する幹事若干名によって当該指摘の妥当性ならびに処理の方法を審議する。ただし、指摘に関わる当事者は審議に加わることはできない。

第 7 条 (変更)

本細則の変更は幹事会で定める。

第 8 条 本細則は平成 29 年 9 月 10 日から施行する。